

大学図書館間における相互利用指針

平成16年 5月21日

国立大学図書館協会理事会

(目的)

1. この指針は、「大学図書館間における相互利用要項」第8項に基づき、相互利用業務を円滑に運用するための基本方針を示すことを目的とする。

(体制の整備)

2. 大学図書館は、相互利用を迅速・円滑に処理するために、レンディング・ポリシー等相互利用に必要な情報の提供と入手に努めるとともに、所蔵資料の管理・提供体制の整備に努める。

(所蔵情報の公開)

3. 大学図書館は、相互利用で提供できる資料の所蔵情報を公開するとともに、所蔵情報の更新を速やかに行うよう努める。

(効率化・標準化)

4. 大学図書館は、相互利用における依頼・受付処理の効率化、標準化を図るために、NACSIS-ILLシステム参加館はこのシステムによる依頼を原則とする。

(料金決済)

5. 大学図書館は、相互利用における料金決済の簡素化を図るために、国立情報学研究所が提供するILL文献複写等料金相殺サービスに参加するよう努める。

(過失・事故)

6. 相互利用の運用において生じた事故は、原則として次のとおり処理する。

- (1) 依頼館の過失によって生じた事故は、依頼館の責任において処理する。
- (2) 受付館の過失によって生じた事故は、受付館の責任において処理する。
- (3) その他の原因による事故は、依頼館と受付館において協議しその処理に当たる。

(相互利用マニュアル)

7. 相互利用における具体的な処理は、別に定める「大学図書館間相互利用マニュアル」に準じて行うものとする。

(グローバルILLフレームワーク)

8. グローバルILLフレームワークに参加している海外の大学図書館等との相互利用は、GIFガイドに従って処理するものとする。

附則

1. この指針は平成16年4月1日より実施する。